

地域補導

12月2日(火) 地域42班

児童センターはインフルエンザの流行のため、利用者も通常の半分の人数だった。

コンビニ店では、中学生が外でカップラーメンを食べ、ゴミを捨てずそのまま放置されていることがあり困るとお話があった。

島内駐輪所では、59台中11台が無施錠であった。



12月9日(火) 地域31班

田川小学校では、教頭先生から先週まで学級閉鎖のクラスがあったが、今週は少し落ち着き小康状態である。寒くなり子ども達も外に出なくなったとお話を伺った。

児童センターでは、勉強をする子、終わってドッジボールを興じる子、元気に挨拶する子、元気をもらえた。



毎月第3日曜日は「家庭の日」 3月は15日

家庭の日とは、家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日のことです。

12・1月補導のまとめ

行為別	小	中	高	その他	合計
自転車の乗り方	0	0	8	0	8
通行の妨げ	3	0	0	0	3
帰宅指導	2	6	3	0	11
声かけ(挨拶)	106	11	63	9	189
その他	0	0	0	0	0
合計	111	17	74	9	211

3月の予定

4日	水	会計監査・第5回役員会
12日	木	第3回班長会
19日	木	総会

「育成センターだより」を 松本市公式ホームページ

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kosodate/78767.html> でご覧いただけます。

「育成センターだより」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども若者部 とも育成課 とも政策担当まで

TEL:0263-34-3291 E-mail:kodomo-i@city.matsumoto.lg.jp

1月13日(火) 地域37班

カードショップ店では、ランドセルを背負った子どもが入ってきたので、「一旦お家へ帰るように」と注意をしておきましたと報告があった。

信号待ちをしていたら、後ろから小学6年生の女子2人が「こんにちは」と明るく元気な声の笑顔がとってもステキな子どもに会いました。「声をかけてくれてありがとうね。気を付けて帰ってね」と見送りました。



1月21日(水) 地域38班

水曜日で下校時間が早いいためか、小、中学生と多くすれ違う。皆寒そうであるが、元気に走りまわっていた。

公園では小、中学生と思われる児童、生徒がいた。サッカーをしている中学生に声をかけようとしたが、逃げるように帰ってしまった。別に悪いことをしているわけでもないから校名だけでも聞きたかった。



花ごよみ

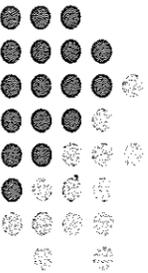
今年度も残り1ヶ月となりました。まだ肌寒い日が続く毎日、春の訪れを待ち遠しく感じる今日この頃です。2月は大変寒く、体調を崩された方も多かったのではないのでしょうか。私は、身体を温める効果がある「よもぎ茶」を毎日飲んでいきます。「よもぎ茶」はハーブの女王と呼ばれ様々な栄養素を含んでいるといわれています。

来月からは新体制でスタートです。今期で退任されます方も引き続き補導委員としてご活躍される方も子ども達が安心、安全に過ごせるよう、引き続き見守っていただければと思います。
とも育成課 飯國



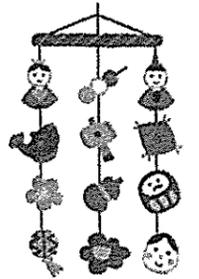
育成センターだより

〒390-8620 松本市丸の内3-7 松本市青少年育成センター



No.594

令和8年3月1日



目次

交通反則通告制度開始	1 P
交通反則通告制度開始 第4回役員会	2 P
12・1月の補導記録より	3 P
地域補導	4 P



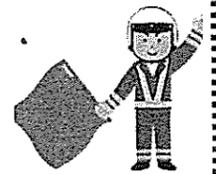
自転車も!!

令和8年4月1日から交通反則通告制度開始

交通反則通告制度(青切符)とは??

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結される制度です。

*走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生まれ、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は、反則通告制度対象のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続きになります。



反則違反制度の対象は??

自転車の運転者(16歳未満のものを除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。



~青切符により検挙される違反~

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。



青切符による違反例

携帯電話使用等
(保持)
12,000円



一時不停止
5,000円

徐行では違反となります



通行区分違反
6,000円

自転車は、道路交通法上軽車両の扱いとなるため、右側通行は逆走となり違反となります



信号無視
6,000円

点滅信号を無視した場合
5,000円



遮断踏切立入り
7,000円

遮断機が閉じようとしている途中の侵入も違反となります



制動装置不良
5,000円

ブレーキのない自転車やブレーキが故障した自転車を運転すると違反となります



イヤホンの使用
5,000円

運転者が安全な運転に必要な音、声が聞こえる状況にないと違反となります



並走
3,000円

車道及び歩道での並進は違反となります



通行帯違反
5,000円

普通自転車専用通行帯が設けられている時はその通行帯を通行しないと違反となります



これらの違反はほんの一例です。反則行為の対象違反は100種類以上あります。点滅信号での交差点の横断、イヤホンや携帯電話を使用しながらの自転車の走行、並走など、街頭補導巡回時にもよく目にする行為だと思います。これらの行為は重大な交通事故の原因になり、歩行者や他の車両にとっても大変危険な行為となります。未然に事故を防ぐ意味でも補導巡回時にこれらの行為を目撃された場合は、ご自身の身の安全を確保いただいた上で、可能であれば「声掛け補導」をお願いします。



令和7年度 第4回役員会

令和8年1月27日(火) 午後2時から松本市役所 第3委員会室にて開催されました。役員会では、公募状況、令和8年度補導実施方法について、令和7年度会計監査及び第5回役員会について、第3回班長会について、令和7年度松本市青少年補導委員協議会総会について、役員と事務局で現在の状況をふまえ確認を行いました。出席いただきました役員の皆さまありがとうございます。

令和8年度補導委員応募について

2月15日現在50名程の応募をいただきました。たくさんのご協力ありがとうございます。引き続き応募を受け付けておりますので、ご協力いただける方はよろしくをお願いします。



12・1月の補導記録より

センター補導 ※奇数日は12月、偶数日は1月のセンター補導はお休みです。

12月2日(火) 松本駅周辺コース
午後3時から

8名での巡回となったので、他の方の通行の妨げにならないように気をつけながらまた、巡回前の打合せで声掛け事案が発生しているとのことだったので、注意深く見ながら巡回しました。

ヘルメット未着用については、ほとんどの高校生がヘルメットが自転車カゴの中にあり、「ヘルメット被ってね」と声をかけても、着用する様子はありませんでした。

来年には自転車の違反に「青切符」が適用されます。ヘルメットは努力義務ですが、ルールを守って自分の身を守ってほしいと思います。



12月15日(月) あがたの森周辺コース
午後3時から

児童センター北側横断歩道で小学生児童と乗用車が接触する事故が起きた。幸い児童は大事には至らなかった。「学童横断旗」、「道路標識」の設置が必要ではないか。

→同様の報告を先月地域補導班からも受けており、関係課へ連絡。

12月中旬に「横断旗」が設置されました。



12月17日(水) 松本駅周辺コース
午後3時から

本日は水曜日で学校が早く終わる日のはずだが、帰宅途中の学生に会わなかった。

駅ビルのドラッグストアでの聞き取りでは、「隣のプリクラ店には夜遅くまで学生がたむろしていることがある」、「化粧品の万引きがたまにある」等の困りごとの報告を受けた。この日の巡回ではプリクラ店には、学生らしき姿はなく、社会人と思われる方がいた。

1月13日(火) 松本駅周辺コース
午後3時から

カラオケ店では、高校生の喫煙が増えてきたと発言があり、注意してもらうよう依頼した。

カードショップ店では、今は落ちていているが、冬休み中の万引き対応は苦勞したと話を伺った。

駅前公園では、姉弟がバドミントンをやっていた。花時計公園は閑散としている。

高砂通り、みどり町では、高校生の自転車ヘルメット未着用は90%近く、スピード出して駅へと急いでいた。スピードを出した自転車で声掛けを行うことは厳しかった。



1月16日(金) 芳川公園周辺コース
午後3時から

村井駅では、図書室に8人の学生が静かに勉強をしていた。階段を降り外では、女子高校生が輪になってなにやら楽し気に話していたので、声かけせず、見守った。

カラオケ店では、今は問題はないが、春休みになると・・・と困り顔であった。

このコースは、小・中・高校生に会うことが多く皆元気に挨拶してくれる。「ご苦勞様です。」「頑張ってるね」などと言われ、こちらも「ありがとう」、「気をつけて遊んでね」など言葉の交流があり、補導委員全員が言葉の交流が嬉しかった。



1月22日(木) あがたの森周辺コース
午後3時から

あがたの森へ向かう途中、小学生と高校生数十名とすれ違いました。「気をつけて、お帰り」と声掛けすると、「ハイ」と元気よく返答がありました。

また、自転車で下校中の高校生は全員ヘルメットを着用していたので、ホットしました。

→高校生のヘルメット着用は、高校の近くではヘルメットを着用し、少し離れた場所でヘルメットを脱いでしまう傾向があるということが確認できました。



松本市役所大手事務所2階
松本市子どもの権利相談室



◆ 電話・面接での相談は
☎ 0120-200-195 まで
(月~木・土:13~18時、金:13~20時)
※祝日・年末年始を除く

◆ メールでの相談は
Kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp まで

